「宇都宮市社会福祉審議会 児童福祉分科会」の今後について

1 本市の子ども・子育て支援に関する推進体制

- ・ 子どもの育ち(子育ち)や子育て支援に関する施策事業を総合的に推進するため、 平成22年3月に「宮っこ 子育ち・子育て応援プラン」を策定し、保健、福祉、青 少年健全育成、教育、労働など子どもを取り巻く環境整備に関連の深い分野の施策事 業を一体的に推進
- ・ 子ども・子育て支援法等に基づく「子ども・子育て支援新制度」(平成27年4月導入予定)に関する事項を審議するとともに、児童福祉や青少年健全育成など子ども・子育て支援に関する施策・事業を総合的に審議する附属機関として、「子ども・子育て会議」を平成25年7月に設置
- ・ 社会福祉審議会 児童福祉専門分科会においては、「宮っ子 子育ち・子育て応援 プラン」の策定や、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の審議など、児童福祉に関する施策を調査審議してきた。

【子ども・子育て支援施策に関する附属機関】

| 附属機関名【根拠法令】 | 所掌事務 |
|-------------------|----------------------|
| 子ども・子育て会議 | 子ども・子育て支援に関する事項の調査審議 |
| (平成25年7月設置) | (児童福祉,青少年健全育成を含む。) |
| 【子ども・子育て支援法】 | |
| 社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 | 児童福祉に関する事項の調査審議(児童、妊 |
| (平成8年7月設置) | 産婦,知的障害者の福祉など) |
| 【社会福祉法】 | |
| 青少年問題協議会 | 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する |
| (昭和39年4月設置) | 事項の調査審議 |
| 【地方青少年問題協議会法】 | |

2 第3次一括法に関する根拠法令の改正概要

「地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第3次一括法)が成立(平成25年6月14日施行)

・ 社会福祉法の改正

社会福祉審議会及び児童福祉専門分科会の委員定数の上限(児童福祉専門分科会を設置する場合は社会福祉審議会全体で50人以内,設置しない場合は35人以内)の廃止

児童福祉法の改正児童福祉審議会の委員定数の上限(20人以内)の廃止

3 子ども・子育て支援施策に関する附属機関の設置についての考え方と体制

- (1) 附属機関の設置についての考え方
 - ◆ 子ども・子育て支援施策を総合的に調査審議する附属機関の充実

「子ども・子育て会議」は児童福祉や青少年健全育成施策等子どもを取り巻くすべての分野について審議を行う附属機関と位置付けて設置していることから,子ど

も・子育て支援に関し、それぞれ限定した分野を所掌する附属機関を統合することにより、本市における附属機関による審議体系を整理し、総合的に調査審議する附属機関として充実を図る。

(2) 附属機関の体制整備

◆ 「子ども・子育て会議」への「社会福祉審議会 児童福祉専門分科会」の統合

- ・ 「子ども・子育て支援新制度」においては、幼児期における保育と学校教育の総合的な推進が目的であるが、現行体制では、保育所の設置の認可については「児童福祉専門分科会」に、保育サービスや学校教育施設(認定こども園、幼稚園)の給付や認可・確認等については「子ども・子育て会議」に意見を聴取する状況になっているため、それらを包括的に調査・審議していく体制にする必要がある。
- ⇒ 「社会福祉審議会 児童福祉専門分科会」を「子ども・子育て会議」に統合し、「子ども・子育て支援新制度」において、児童福祉や幼児期の学校教育に関する施策についての意見聴取を1つの附属機関で包括的に調査審議できる体制とする。
 - ※ なお、統合にあたり、「子ども・子育て会議」は児童福祉を含む子どもを取り巻くすべての 分野を所掌する附属機関であることから、児童福祉法に基づく「児童福祉審議会」として位置 づける。

4 今後のスケジュール

平成25年12月 パブリックコメントによる意見聴取

(子ども・子育て会議を児童福祉審議会と位置づけ定数基準を設定)

平成26年 3月 条例案の議会への提案